

国立大学法人東京海洋大学建設工事等発注情報公表に関する取扱いについて

令和 7 年 3 月 14 日

事務局 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における施設整備事業に伴う、建設工事及び設計・コンサルティング業務（以下「建設工事等」という。）の発注情報の公表については、国立大学法人東京海洋大学会計規則（平成 16 年海洋大規第 35 号）その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この取扱いの定めるところによる。

(適用法令)

第 2 条 この取扱いの運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）及びこれらに基づく政令を適用するものとする。

(適正化指針等への配慮)

第 3 条 本学は政府関係機関であることに鑑み、入契法第 18 条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」及び品確法第 9 条に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に配慮するものとする。

(建設工事に関する情報の公表)

第 4 条 建設工事の発注情報公表に係るこの取扱いの運用においては、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成 13 年 4 月 6 日付け 13 文科施第 5 号文教施設部長通知）を準用するものとする。ただし、公表の時期及び期間等について、本学契約担当役が必要と認めた場合は、同通知の一部を適用しないことができるものとする。

2 建設工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表に係る手続きについては、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について」（平成 19 年 9 月 19 日付け 19 文科施第 223 号文教施設企画部長・会計課長通知）を準用するものとする。

3 第 1 項及び前項において準用する通知中、「予定価格が 250 万円」とあるのは「予定価格が 500 万円」と、「支出負担行為担当官」又は「契約担当官等」とあるのは「契約担当役」と、「文部科学省」又は「国」とあるのは「国立大学法人東京海洋大学」と読み替えるものとし、文部科学省に適用される会計法令に替えて、これらに相当する本学の会計規則等を適用するものとする。

(設計・コンサルティング業務に関する情報の公表)

第 5 条 設計・コンサルティング業務の発注情報公表に係るこの取扱いの運用においては、「設計・コンサルティング業務に係る発注の見通しに関する事項の公表について（通知）」（令和 2

年 3 月 27 日付け元文科施第 428 号文教施設企画・防災部長通知）を準用するものとする。ただし、公表の時期及び期間等について、本学契約担当役が必要と認めた場合は、同通知の一部を適用しないことができるものとする。

- 2 設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表に係る手続きについては、「設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について」（平成 19 年 9 月 19 日付け 19 文科施第 224 号文教施設企画部長・会計課長通知）を準用するものとする。
- 3 第 1 項及び前項において準用する通知中、「予定価格が 100 万円」とあるのは「予定価格が 500 万円」と、「支出負担行為担当官」又は「契約担当官等」とあるのは「契約担当役」と、「文部科学省」又は「国」とあるのは「国立大学法人東京海洋大学」と読み替えるものとし、文部科学省に適用される会計法令に替えて、本学の会計規則等を適用するものとする。

（公表の方法）

第 6 条 建設工事等発注情報の公表は、文部科学省のインターネット公表システムを利用するものとする。

附 則

この取扱いは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。